

次世代育成支援の構築に向けた検討経緯

政権与党の政策

【三党連立政権合意】

- ・ 子ども手当の創設、保育所の増設、質の高い保育の確保、待機児童の解消、学童保育の拡充

【民主党マニフェスト2009(抄)】

○「社会全体で子育てする国」「安心して子育てと教育ができる政策」

- ・ 安心して子どもを生み、次代を担う子ども一人一人の育ちを社会全体で応援する
 - 子ども手当1人当たり年31万2000円(月額2万6000円)を中学校卒業まで支給
- ・ 縦割りになっている子どもに関する施策の一本化し、質の高い保育環境を整備
 - 空き教室などの活用による保育所の増設、保育ママの増員等の待機児童解消
 - 子ども家庭省(仮称)の設置の検討

【社民党マニフェスト】

- ・ 子どもに関する総合的な政策を一元的に行う「子ども家庭庁」を設置

社会保障審議会少子化対策特別部会

- 平成20年3月より、次世代育成支援のための新たな制度設計に向けた検討を開始
- 平成21年2月24日に第1次報告のとりまとめ
- 平成21年12月25日に議論の整理

明日の安心と成長のための緊急経済対策

(平成21年12月8日閣議決定)

○幼保一体化を含めた保育分野の制度・規制改革

幼保一体化を含め、新たな次世代育成支援のための包括的・一元的な制度の構築を進める。

このため、主担当となる閣僚を定め、関係閣僚の参加も得て、新たな制度について平成22年前半を目途に基本的な方向を固め、平成23年通常国会までに所要法案を提出する。

- (ア) 利用者本位の保育制度に向けた抜本的な改革
- (イ) イコールフットイングによる株式会社・NPOの参入促進
- (ウ) 幼保一体化の推進

新成長戦略(基本方針)

(平成21年12月30日閣議決定)

- 幼保一体化の推進、利用者本位の保育制度に向けた抜本的な改革、各種制度・規制の見直しによる多様な事業主体の参入促進等による待機児童解消

平成22年度予算における子ども手当等の取り扱いについて

(四大臣合意)

- 次世代育成支援のための検討の場における幼保一体化等を含む新たな次世代育成支援の検討を進めることとあわせて、地域主権を進める観点から、サービス給付等に係る国と地方の役割分担を検討

子ども・子育てビジョン(平成22年1月29日閣議決定)

- 保育サービス、放課後児童クラブなど今後の子育て支援策の総合的な推進のために策定。あわせて今後5年間の数値目標の策定

子ども・子育て新システム検討会議(平成22年1月29日少子化社会対策会議決定)

○平成22年3月11日より作業グループにおいてヒアリング開始

- ・ 第1回 有識者(大日向雅美・駒村康平・武藤隆)
- ・ 第2回 有識者(秋田喜代美・小西砂千夫)・保護者
- ・ 第3回 保育関係団体等
- ・ 第4回 幼児教育関係団体・学童保育・子育てNPO等
- ・ 第5回 労使関係団体等
- ・ 第6回 有識者(宮本太郎)・地方関係団体等

「明日の安心と成長のための緊急経済対策」(抄)

～平成21年12月8日 閣議決定～

6. 「国民潜在力」の発揮

—「ルールの変更」や社会参加支援を通じて、国民の潜在力の発揮による景気回復を目指す。

(1) 「制度・規制改革プロジェクト(仮称)」

新たな需要創出に向けて、これまで大きな岩盤に突き当たり、停滞していた制度・規制改革に正面から取り組む。

① 制度・規制改革

新たな需要創出に向けた規制改革の重要課題については、行政刷新会議において下記を含む重点テーマを設定し、その実現に向け積極的に取り組む。

<具体的な措置>

○ 幼保一体化を含めた保育分野の制度・規制改革

- 幼保一体化を含め、新たな次世代育成支援のための包括的・一元的な制度の構築を進める。
- このため、主担当となる閣僚を定め、関係閣僚の参加も得て、新たな制度について平成22年前半を目途に基本的な方向を固め、平成23年通常国会までに所要の法案を提出する。

(ア) 利用者本位の保育制度に向けた抜本的な改革

- ・利用者と事業者の間の公的契約制度の導入、保育に欠ける要件の見直し、利用者補助方式への転換の方向など、利用者本位の制度を実現する。また、保育料設定の在り方について、水準の在り方も含め、制度設計の中で検討する。

(イ) イコールフットイングによる株式会社・NPOの参入促進

- ・株式会社、NPO・社会的企業も含めた更なる参入促進を図るべく、客観的基準による指定制度の導入を検討する。
- ・また、施設整備補助の在り方、運営費の使途範囲・会計基準等の見直しについても、制度設計の中で検討する。

(ウ) 幼保一体化の推進

- ・上記制度における新たな給付体系の検討等とあわせて、認定こども園制度の在り方など幼児教育、保育の総合的な提供(幼保一体化)の在り方についても検討し、結論を得る。

「新成長戦略(基本方針)」について(抄)

～平成21年12月30日 閣議決定～

～子どもの笑顔のあふれる国・日本～

【2020年までの目標】

『誰もが安心して子どもを産み育てられる環境の実現による出生率の継続的上昇を通じ、人口の急激な減少傾向に歯止め』

『速やかに就学前・就学期の待機児童を解消』

『出産・子育ての後、働くことを希望するすべての人が仕事に復帰』

【主な施策】

- 幼保一体化を含む各種制度・規制の見直しによる多様な事業主体の参入促進
- 育児休業の取得期間・方法の弾力化(育児期の短時間勤務の活用等)
- 子どもの安全を守るための社会環境の整備

(子どもは成長の源泉)

我々は周りの人々の笑顔を我が喜びと感じ、幸せを実感することにより、生きていく力を与えられる。子どもの笑顔が、家族の笑顔に広がり、地域や職場での笑顔に広がる。社会が笑顔であふれることが、日本が活力を取り戻し、再び成長に向かうための必要条件である。我々は、将来の成長の担い手である子どもたちを、社会全体で育てていかなければならない。

(人口減少と超高齢化の中での活力の維持)

70年代後半以降、出生率が低下傾向に転じ、深刻な少子化が顕在した90年代以降、累次の対策が講じられたが、公的支出や制度・規制改革において抜本的な対策が実施されず、少子化傾向に歯止めがかかっていない。2005年には日本の総人口は減少に転じ、現在の出生率の見通しのままでは2050年の人口は9,500万人と推計される。将来にわたって、良質な労働力を生み出し、日本の活力を維持するために、今こそ大きな政策転換が求められる。

このため、子ども手当の支給や高校の実質無償化を実行に移し、すべての子どもたちの成長を支える必要がある。また、子育て世代は、消費性向が高く、これらの支援は消費拡大・需要創造の面からも効果が高い上、子ども関連産業の成長にも高い効果をもたらす。

誰もが安心して子どもを産み育てられる環境を実現することは、女性が働き続けることを可能にするのみならず、女性の能力を発揮する機会を飛躍的に増加させ、新たな労働力を生み出すとともに、出生率の継続的上昇にもつながり、急激な人口減少に対する中長期的不安を取り除くことになる。また、子どもの安全を守り、安心して暮らせる社会環境を整備する。

このため、幼保一体化の推進、利用者本位の保育制度に向けた抜本的な改革、各種制度・規制の見直しによる多様な事業主体の参入促進、放課後児童クラブの開所時間や対象年齢の拡大などにより、保育の多様化と量的拡大を図り、2020年までに速やかに就学前・就学期の潜在需要も含めた待機児童問題を解消する。また、育児休業の取得期間・方法の弾力化(育児期の短時間勤務の活用等)、育児休業取得先進企業への優遇策などにより、出産・育児後の復職・再就職の支援を充実させ、少なくとも、2017年には、出産・育児後に働くことを希望するすべての人が仕事に復帰することができるようにする。

平成22年度予算における子ども手当等の取扱いについて

標記について、以下のとおり合意する。

1. 子ども手当に関しては、以下の方針に沿って、所要額を平成22年度予算に計上するとともに、平成22年度分の支給のための所要の法律案を次期通常国会に提出する。
 - (1) 中学校修了までの児童を対象に、1人につき月額13,000円を支給する。
 - (2) 所得制限は設けない。
 - (3) 子ども手当の一部として、児童手当法に基づく児童手当を支給する仕組みとし、児童手当分については、児童手当法の規定に基づき、国、地方、事業主が費用を負担する。
 - (4) (3)以外の費用については、全額を国庫が負担する。
 - (5) 公務員については、所属庁から支給する。
 - (6) 現行の児童育成事業については、引き続き、事業主拠出金を原資に実施する。
2. 平成23年度における子ども手当の支給については、平成23年度予算編成過程において改めて検討し、その結果に基づいて平成23年度以降の支給のための所要の法律案を平成23年通常国会に提出する。

3. 子ども手当については、国負担を基本として施行するが、所得税・住民税の扶養控除の廃止及び特定扶養控除の縮減に伴う地方財政の増収分については、最終的には子ども手当の財源として活用することが、国民に負担増をお願いする趣旨に合致する。また、児童手当の地方負担分についても、国、地方の負担調整を図る必要がある。

4. 3.の趣旨及び平成22年度予算における取扱いも踏まえ、所得税・住民税の扶養控除の廃止及び特定扶養控除の縮減に伴う増収分が最終的に子ども手当の財源に充当され、児童手当の地方負担分の適切な負担調整が行われるとともに、平成21年12月8日の閣議決定に基づいて設置される「検討の場」において、幼保一体化等を含む新たな次世代育成支援対策の検討を進めることと併せて、「地域主権」を進める観点から、「地域主権戦略会議」において補助金の一括交付金化や地方が主体的に実施するサービス給付等に係る国と地方の役割分担、経費負担のあり方の議論を行い、その見直しについて検討を行う。これらの検討については、平成23年度予算編成過程において結論を得て、順次、必要な措置を講ずるものとする。

平成21年12月23日

国家戦略担当・内閣府特命担当大臣

総務大臣
財務大臣
厚生労働大臣

「子ども・子育てビジョン」(平成22年1月29日閣議決定)

子どもと子育てを応援する社会

家族や親が子育てを担う
 <<個人に過重な負担>>



社会全体で子育てを支える
 <<個人の希望の実現>>

●子どもが主人公(チルドレン・ファースト) ●「少子化対策」から「子ども・子育て支援」へ ●生活と仕事と子育ての調和

基本的考え方

1 社会全体で子育てを支える

- 子どもを大切に
- ライフサイクル全体を通じて社会的に支える
- 地域のネットワークで支える

2 「希望」がかなえられる

- 生活、仕事、子育てを総合的に支える
- 格差や貧困を解消する
- 持続可能で活力ある経済社会が実現する

3つの大切な姿勢

○ 生命(いのち)と育ちを大切に

○ 困っている声に応える

○ 生活(くらし)を支える

目指すべき社会への政策4本柱と12の主要施策

1. 子どもの育ちを支え、若者が安心して成長できる社会へ

(1) 子どもを社会全体で支え、ともに、教育機会の確保を

- ・ 子ども手当の創設
- ・ 高校の実質無償化、奨学金の充実等、学校の教育環境の整備

(2) 意欲を持って就業と自立に向かえるように

- ・ 非正規雇用対策の推進、若者の就労支援(キャリア教育・ジョブ・カード等)

(3) 社会生活に必要なことを学ぶ機会を

- ・ 学校・家庭・地域の取組、地域ぐるみで子どもの教育に取り組む環境整備

2. 妊娠、出産、子育ての希望が実現できる社会へ

(4) 安心して妊娠・出産できるように

- ・ 早期の妊娠届出の勧奨、妊婦健診の公費負担
- ・ 相談支援体制の整備(妊娠・出産、人工妊娠中絶等)
- ・ 不妊治療に関する相談や経済的負担の軽減

(5) 誰もが希望する幼児教育と保育サービスを受けられるように

- ・ 潜在的な保育ニーズの充足も視野に入れた保育所待機児童の解消(余裕教室の活用等)
- ・ 新たな次世代育成支援のための包括的・一元的な制度の構築に向けた検討
- ・ 幼児教育と保育の総合的な提供(幼保一体化)
- ・ 放課後子どもプランの推進、放課後児童クラブの充実

(6) 子どもの健康と安全を守り、安心して医療にかかれるように

- ・ 小児医療の体制の確保

(7) ひとり親家庭の子どもが困らないように

- ・ 児童扶養手当を父子家庭にも支給、生活保護の母子加算

(8) 特に支援が必要な子どもが健やかに育つように

- ・ 障害のある子どもへのライフステージに応じた一貫した支援の強化
- ・ 児童虐待の防止、家庭的養護の推進(ファミリーホームの拡充等)

3. 多様なネットワークで子育て力のある地域社会へ

(9) 子育て支援の拠点やネットワークの充実が図られるように

- ・ 乳児の全戸訪問等(こんにちは赤ちゃん事業等)
- ・ 地域子育て支援拠点の設置促進
- ・ ファミリー・サポート・センターの普及促進
- ・ 商店街の空き店舗や学校の余裕教室・幼稚園の活用
- ・ NPO法人等の地域子育て活動の支援

(10) 子どもが住まいやまちの中で安全・安心にくらせるように

- ・ 良質なファミリー向け賃貸住宅の供給促進
- ・ 子育てバリアフリーの推進(段差の解消、子育て世帯にやさしいトイレの整備等)
- ・ 交通安全教育等の推進(幼児二人同乗用自転車の安全利用の普及等)

4. 男性も女性も仕事と生活が調和する社会へ(ワーク・ライフ・バランスの実現)

(11) 働き方の見直しを

- ・ 「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)憲章」及び「行動指針」に基づく取組の推進
- ・ 長時間労働の抑制及び年次有給休暇の取得促進
- ・ テレワークの推進
- ・ 男性の育児休業の取得促進(パパ・ママ育休プラス)

(12) 仕事と家庭が両立できる職場環境の実現を

- ・ 育児休業や短時間勤務等の両立支援制度の定着
- ・ 一般事業主行動計画(次世代育成支援対策推進法)の策定・公表の促進
- ・ 次世代認定マーク(くるみん)の周知・取組促進
- ・ 入札手続等における対応の検討

主な数値目標等

安心できる 妊娠と出産

〔現状〕 〔H26目標値〕

○NICU（新生児集中治療管理室）病床数 21.2床 ⇒ 25～30床
（出生1万人当たり）

○不妊専門相談センター 55都道府県市 ⇒ 全都道府県・指定都市・中核市

地域の子育て力 の向上

〔現状〕 〔H26目標値〕

○地域子育て支援拠点事業 7100か所 ⇒ 10000か所
（市町村単独分含む）

○ファミリー・サポート・センター事業 570市町村 ⇒ 950市町村

○一時預かり事業（延べ日数） 348万日 ⇒ 3952万日

○商店街の空き店舗の活用による子育て支援 49か所 ⇒ 100か所

潜在的な保育ニーズにも対応した 保育所待機児童の解消

〔現状〕 〔H26目標値〕

○平日昼間の保育サービス（認可保育所等）
（3歳未満児の保育サービス利用率） 215万人 ⇒ 241万人
（75万人（24%）） （102万人（35%））

○延長等の保育サービス 79万人 ⇒ 96万人

○病児・病後児保育（延べ日数） 31万日 ⇒ 200万日

○認定こども園 358か所 ⇒ 2000か所以上（H24）

○放課後児童クラブ 81万人 ⇒ 111万人

男性の育児参加 の促進

〔現状〕 〔H26目標値〕

○週労働時間60時間以上の雇用者の割合 10% ⇒ 半減（H29）*参考指標

○男性の育児休業取得率 1.23% ⇒ 10%（H29）*参考指標

○6歳未満の子どもをもつ男性の育児・家事
 関連時間（1日当たり） 60分 ⇒ 2時間30分（H29）
 *参考指標

社会的養護の充実

〔現状〕 〔H26目標値〕

○里親等委託率 10.4% ⇒ 16%

○児童養護施設等における小規模グループケア 446か所 ⇒ 800か所

子育てしやすい 働き方と企業の取組

〔現状〕 〔H26目標値〕

○第1子出産前後の女性の継続就業率 38% ⇒ 55%（H29）*参考指標

○次世代認定マーク（くるみん）取得企業数 652企業 ⇒ 2000企業

(参考)

新たな次世代育成支援のための包括的・一元的制度設計に係る主要な子育て支援サービス・給付の拡充に必要な社会的追加コストの機械的試算 (ビジョンの最終年度(平成26年度)の姿)

追加所要額：約0.7兆円 (平成26年度)【～約1.0兆円(平成29年度)】

制度改善を含めた機械的試算 約1.6兆円(平成26年度)【～約1.9兆円(平成29年度)】

※施設整備費を除く

H21～26の必要費用累計額

10兆

(現在の費用に量的拡大のみを加え粗く機械的に試算)

量的拡大試算

両立支援

すべての子育て家庭支援

その他(社会的養護)

【認可保育所等】 + 約3,000億
 【放課後児童クラブ】 + 約300億
 【育児休業給付】 + 約1,500億
 【病児・病後児・休日・延長等】 + 約200億

【一時預かり】 + 約800億
 【妊婦健診】 + 約700億(注3)
 【地域子育て支援拠点】 + 約200億

【社会的養護】
 + 約200億

制度的見直しを行うと
した場合の機械的試算

○認可保育所の利用率1割とした場合 + 約6,900億
 ○育児休業給付・仮に給付率80%とした場合 + 約2,000億

※施設整備費

【保育サービス】 + 約700億 【放課後児童クラブ】 + 約100億 【社会的養護】 + 約70億

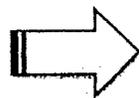
※その他、上記試算に含まれない検討課題

施設整備補助の在り方、サービスの質の改善(職員配置、職員の処遇、専門性の確保等)

- ・注1 重点戦略における「仕事と生活の調和の実現と希望する結婚や出産・子育ての実現を支える給付・サービスの社会的なコストの推計」を置き換えたものである。
- ・注2 平成29年度の額は、さらに女性の就業率上昇等が進んだ場合の必要額。
- ・注3 平成22年度まで財源措置されている14回分の費用負担のうち、平成20年度第2次補正で拡充された9回分を継続した場合。
- ・注4 育児休業給付については、現在実施している雇用保険制度からの給付として試算したものではない。
- ・注5 放課後対策においては、「放課後子どもプラン」(放課後児童クラブ、放課後子ども教室)などの取組が広く全国の小学校区で実施されるよう促す。
- ・注6 幼児教育と保育の総合的な提供(幼保一体化)の在り方の検討により、数値は変動する。
- ・注7 ビジョン期間中の費用は、現在の費用に量的拡大分のみを加えて、粗く機械的に試算すると、おおよそ、施設整備費で約0.3兆円となる。

(参考)新たな次世代育成支援のための包括的・一元的な制度構築に向けての検討事項

① 育児休業～保育～放課後対策への切れ目のないサービス保障

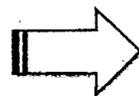


子育て支援サービスのための包括的・一元的な制度を構築

- ・幼保一体化を含め、多様なサービスメニューを整備
- ・すべての子育て家庭を対象・・・働く家庭も専業主婦家庭も

② 利用者本位の仕組みの導入

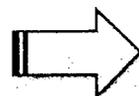
- ※利用者(子ども)中心
- ※潜在化した需要を顕在化



利用者本位の保育制度に向けた抜本的な改革

- ・市町村の責務の下、利用者と事業者の間の公的保育契約制度の導入
- ・利用者への例外ないサービス保障(認定による地位の付与と保育に欠ける要件の見直し)
- ・利用者補助方式への見直し 等

③ 多様な利用者ニーズへの対応
・潜在需要に対応した量的拡大



多様なサービスメニュー

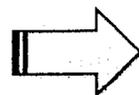
- ・家庭的保育、小規模サービス、地域子育て支援 等

イコールフットイングによる株式会社・NPO等の事業者の参入促進

- ・客観的基準による指定制の導入
- ・施設整備費、運営費の使途範囲、会計基準等の見直し 等

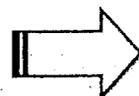
サービスの質の向上

④ 地域の実情に応じたサービス提供



基礎自治体(市町村)が実施主体

⑤ 安定的・継続的に費用確保



社会全体(国・地方・事業主・本人)による費用負担(財源確保)